

京都府公立大学法人経営審議会規程

平成20年4月1日
京都府公立大学法人規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人定款（以下「定款」という。）第18条第1項に規定する経営審議会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集等)

第2条 経営審議会は、定款第19条第1項の規定により、理事長が招集する。

2 経営審議会の議案は、招集の際に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

(議長の職務代理)

第3条 議長があらかじめ指名する副理事長は、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

(委員以外の出席)

第4条 理事長が必要と認めるときは、委員以外の者を経営審議会に出席させ、意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(議事録の作成)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(庶務)

第6条 経営審議会の庶務は、経営戦略室において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃については、経営審議会の議を経なければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、経営審議会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。